

誓約書

TPC 企画部 殿

TPC においてインターンを受けるに当たり、TPC インターン実施要領（令和 3 年 8 月 31 日通知）等を理解し、インターン生として下記のとおり遵守することを誓約します。

記

1. インターン期間中は専ら所定のインターンに従事し、インターン目的の達成に努めます。
2. インターン時間中、TPC 職員が遵守すべき法令等を遵守するとともに、指導員及びインターン担当者の指導、指示等に従い、インターン期間中はインターンに専念し、公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為を行いません。
3. TPC におけるインターン活動中に知り得た情報の開示については、指導員の指示に従います。インターン終了後においても、同様とします。
4. インターン終了後 2 週間以内に、インターン内容に関する報告書を作成し、教育機関を經由して TPC 企画部宛に提出します。
5. インターンの成果を論文等により外部へ発表する場合には、事前にインターン生受入事務所長の承認を受けます。
6. 病気等のため予定されていたインターンを受けられない場合は、あらかじめ、指導員にその旨を連絡します。やむを得ない場合は、事後速やかに指導員にその旨を連絡します。
7. インターン期間中における障害、損害等に関しては、教育機関と共に誠意をもって問題解決にあたります。

年 月 日

教育機関名

学生氏名

印